

平成23年度第39次宇都宮市住居表示等審議会（第1回）会議録

1 次第

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 諮問
- (3) 諮問事項について
 - ①諮問区域の概要について
 - ②要望書の内容について
- (4) その他
 - ①今後のスケジュール

2 開催日時

平成23年8月22日（月曜日） 開会 午後3時30分 閉会 午後4時20分

3 開催場所

宇都宮市役所 議会棟 第2委員会室

- 4 出席委員 岩崎琢治委員，石塚義夫委員，和田将人委員，岸清美委員，
篠崎茂雄委員，添田包子委員，八城光男委員，中田隆人委員，
卯柳玄重委員，上野勉委員，大登政行委員，伴實委員

- 5 欠席委員 門倉文行委員

- 6 幹事 地域政策室長 平手義章幹事
市街地整備課長 福原悟幹事

- 7 事務局 市民生活部及び市民課

- 8 公開・非公開の別 公開

- 9 傍聴者 なし

10 会議の状況

事務局

お待たせいたしました。委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第39次宇都宮市住居表示等審議会を始めさせていただきます。

私は、事務局を担当いたします市民課長の橋本でございます。

本日は第1回の審議会でありますので、会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、市民生活部長であります福田からご挨拶申し上げます。

それでは、部長よろしく願いいたします。

市民生活部長

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。今回の審議会の開催に当たりましては、皆様には快く委員を引き受けていただきまして心から感謝申し上げます。また、委嘱状につきましては、本来なら市長からお渡しするところですが、今回は失礼ながら机上に置かせていただいております。

さて、今回審議していただく区域につきましては、「宇都宮テクノポリセンター土地区画整理事業区域」ということでございますが、現在、独立行政法人 都市再生機構が担当しており、面積が約177.2haというこ

とで、宇都宮市東部の核として今後も発展していくことが期待されている地域でございます。

これから、皆様におかれましては、数回の審議会や現地調査等を経て、よりよいまちづくりに向けて、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

この後、市長から諮問等がございますので、皆様にはお手数おかけいたしますが、ご協力よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、今回は第1回目でありますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元でございます「第39次宇都宮市住居表示等審議会委員等名簿」をご覧くださいと思います。

名簿により、お名前を読み上げさせていただきますので、お手数ですが、その場でご起立をお願いいたします。

はじめに、1号委員の関係行政機関の職員及び公共的団体の委員をご紹介させていただきます。

宇都宮地方法務局首席登記官の岩崎委員でございます。

委員

岩崎でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局

宇都宮東警察署生活安全課長の石塚委員でございます。

委員

石塚です。よろしくをお願いいたします。

事務局

東日本電信電話株式会社栃木支店ビジネス営業部営業担当課長の和田委員でございます。

委員

和田でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局

次に、2号委員の学識経験を有する者からの委員をご紹介いたします。

栃木県行政書士会宇都宮支部長の岸委員でございます。

委員

岸でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局

栃木県立博物館主任研究員の篠崎委員でございます。

委員

篠崎です。よろしくをお願いいたします。

事務局

宇都宮市女性団体連絡協議会会長の添田委員でございます。

委員

添田でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局

宇都宮商工会議所監事の八城委員でございます。

委員

八城でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局

次に、3号委員の公募委員をご紹介いたします。

中田委員でございます。

委員

清原地区に居住しております中田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局

次に、地域代表の臨時委員をご紹介いたします。

清原地区自治会連合会会長の卯柳委員でございます。

委員

卯柳でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局

刈沼町自治会会長の上野委員でございます。

委員

上野でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局 野高谷町自治会会長の大登委員でございます。

委員 大登でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 テクノニュータウン自治会会長の伴委員でございます。

委員 伴でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、幹事を紹介させていただきます。

幹事は審議会の所掌事務について委員を補佐するもので、市長が市職員の中から任命しております。

地域政策室長の平手幹事でございます。

幹事 平手でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、市街地整備課長の福原幹事でございます。

幹事 福原でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、事務局職員を自己紹介させていただきます。

事務局（各自） 市民生活部長の福田でございます。よろしくお願いいたします。

市民生活部次長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

市民課長補佐の松本でございます。よろしくお願いいたします。

市民課企画グループ係長の菊地でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 なお、郵便事業株式会社宇都宮東支店第一集配課長の門倉委員は所要のため欠席させていただきたいとのご連絡をいただいております。

それでは、会長、副会長の選出に当たり、仮議長を選出させていただきたいと存じます。

仮議長につきましては、事務局から事前をお願いしております東日本電信電話株式会社の和田委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

事務局 ありがとうございます。それでは、和田委員には、議長席にご移動いただき、暫時会議の進行をお願いいたします。

仮議長 NTT東日本の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局で用意されました手順に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、本日の会議の定足数について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、お手元の「第39次宇都宮市住居表示等審議会委員等名簿」をご覧ください。

第39次宇都宮市住居表示等審議会は、13人の委員により構成しており、本日の出席委員は12人でございます。

委員定数の半数以上の委員が出席されており、宇都宮市住居表示等審議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

仮議長 本日の会議は要件を満たしているとのことでございますので、会長、副会長の選出方法について事務局から説明をお願いします。

事務局 引き続きまして、お手元にお配りいたしました「宇都宮市住居表示等審議会規則」をご覧ください。

第3条第1項に、「審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によっ

てこれを定める」とされております。

ご選出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

仮議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたように、委員の互選により会長及び副会長2名を選出することになります。

委員 　　どなたか、推薦をお願いいたします。

　　会長には、本日は欠席ですが、前回の審議会においても会長役を務めていただき、審議会委員の中でも特に、住居表示と密接に関係する郵便事業株式会社の門倉委員が適任だと思います。

　　また、副会長には、住居表示等審議会の委員として豊富な経験をお持ちの添田委員と八城委員が適任と思われるのでご推薦いたします。

仮議長 　　ありがとうございます。ただいま、篠崎委員から、会長には、郵便事業株式会社の門倉委員を、副会長には添田委員と八城委員をご推薦する旨の発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

全委員 　　異議なしの声あり。

仮議長 　　ご異議ございませんとのことですが、添田委員、八城委員よろしいでしょうか。

委員（2名） 　　ご承諾の声あり。

仮議長 　　それでは、了解を得ましたので、本審議会の会長には門倉委員、副会長には、添田委員と八城委員が選出されました。

　　この後の進め方につきましては、会長に選出された門倉委員がご欠席ですが、事務局、どのようにいたしましょうか。

事務局 　　「宇都宮市住居表示等審議会規則」の第3条第3項の規定により、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理するとございますので、本日、会長がご欠席ということなので、副会長2名のうちから議長を選出することになりますので、事務局で確認させていただきたいと思っておりますので、お時間よろしいでしょうか。

仮議長 　　確認をお願いいたします。

事務局 　　（副会長2名に議長役の代理について確認。）

仮議長 　　ただいま、事務局から報告がありました。これからの進行につきましては、添田副会長をお願いいたします。

事務局 　　皆様、ご協力ありがとうございました。

　　和田委員ありがとうございました。

　　それでは、添田副会長に会議の進行をお願いしたいと思っておりますので、添田委員は議長席へお移りいただきたいと思っております。

議長 　　ただいま、副会長にご推挙いただきました添田でございます。

　　それでは、ご案内のように、門倉会長が急遽ご欠席ということでございますので、会長に代わりまして議事の進行を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

　　それでは、会議を進めてまいります。

　　本会議は、附属機関等の会議の公開に関する要領により、公開が原則となっておりますが、公開することとしてよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なしの声あり。

議長 　　異議なしということですので、本会議は公開といたします。

事務局
議長

続きまして、傍聴の有無につきまして、事務局から報告願います。
本日、傍聴を希望される方は、0人でございます。
ただいま、事務局より報告がありましたとおり、
傍聴の希望はなしとのことですので、続きまして、議事録署名人の指名を行います。こちらは、名簿により毎回2名を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。
今回の議事録署名人には、石塚委員と和田委員にお願いしたいと思っております。
よろしく願いいたします。
続きまして、この後、市長から諮問がございますので、司会進行を事務局にお願いいたします。

【市長来場】

事務局
市長

それでは、市長から、当審議会に諮問がございます。
会長がご欠席のため、副会長が代表してお受け取りをお願いいたします。
それでは市長、よろしく願いいたします。
諮問 住居表示の実施について
第39次宇都宮市住居表示等審議会会長 様
宇都宮市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

- 1 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき、別図に表示する板戸町、刈沼町、満美穴町、野高谷町及び道場宿町の各一部の区域をもって、町の区域及び名称の変更について定めること。
- 2 市の事務所の所管区域について定めること。

平成23年8月22日 宇都宮市長 佐藤 栄一

【市長が諮問書を副会長へ手渡す】

事務局
市長

続きまして、市長からごあいさつ申し上げます。
市長、よろしく願いいたします。
皆様こんにちは。この度は、第39次宇都宮市住居表示等審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、今回、皆様には、快く審議会委員を引き受けていただき重ねて厚く御礼申し上げます。
ただいま、諮問させていただきましたとおり、今回で39回目の開催となる審議会でございます。

これまでに市街地の約84%の区域を住居表示していただきました。

今回の諮問につきましては、清原地区となるわけではありますが、ご存知のとおり、平成23年3月11日発生の大東日本震災によりまして、大変な被害を受けた最も厳しい地域が清原地区であり、その中のテクノポリスセンターを含め、今申し上げました、板戸町、刈沼町、満美穴町、野高谷町及び道場宿町に対する住居表示でございます。

良好な宅地造成が完成し、なおかつ公共施設等が整備され、地元自治会の皆様からもご要望があったということから、住居表示の実施を皆様に諮問させていただきました。これから宇都宮市が持続可能な町となっていくためにも、外から分かりやすい、そして住んでいる方々にも分かりやすい住所の表示というのが、必要になってくるものだと考えております。

是非、宇都宮市の発展のためにも皆様方には大変ご苦勞おかけするかとは思いますが、諮問をさせていただきたいと思ひます。

結びになりますが、今日は、なでしこ JAPAN に続きまして、作新学院の公式野球部がベスト4、全国第3位という成績を報告するため、市役所まで来ていただきまして、市役所1階ホールが多くの市民の皆様で大変賑やかになったところでございます。

今回の作新学院の皆様の活躍は、ピンチに耐えしのぐ、齒を食いしばって我慢をする。そして、チャンスが1度訪れたら、徹底して攻撃をしていく、そのような姿勢は3月11日の大震災のみならず、今の日本が求められている本当の精神的なものではないかと思っております。

我々も行政といたしまして、作新学院のナインに負けないように全力を挙げて行政運営をしてまいりますので、是非、皆様方にも住居表示等審議会及び市政全般にわたってお力添え賜りますようお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

申し訳ありませんが、市長は公務のためここで退席となります。

【市長退席】

事務局
議長

これからの進行につきましては、再び議長にお願ひいたします。

続きまして、「5 諮問区域の概要について」の(1)諮問区域の概要についてですが、事務局は諮問書の写しの準備はできましたか。

事務局
議長

できております。

事務局は諮問の写しを配付してください。

それでは、ただいま市長からお手元の諮問書の写しのとおり、「1. 板戸町、刈沼町、満美穴町、野高谷町及び道場宿町の各一部の区域をもって、町の区域及び名称の変更について定めること」、「2. 市の事務所の所管区域について定めること」が諮問されました。

諮問事項を審議するに当たりまして、まず、宇都宮市の住居表示の現状と諮問区域の概要を把握する必要がありますので、これらについて、事務局から説明願ひます。

事務局

はい、それでは事務局から説明させていただきます。

諮問区域の説明に入ります前に、本市の住居表示の現状などについて、ご説明いたします。

お手元にごございます資料1「住居表示のしおり」1ページをお開きください。

従来、住所を表示する場合、町名と地番を用いて「〇〇町〇〇番地」のように表示しておりました。

しかし、この方法で住所を表示いたしますと、一筆の土地の大きさや形がさまざまのため、同じ住所の家が何軒もあつたり、土地の分筆、合筆などにより、多くの枝番、欠番が生じてしまい、住所が順序良く並んでいないため、どこが目的地なのか分からない状況でした。

そこで、住居表示を実施することにより、順序良く建物に番号をふり、「〇〇町〇丁目〇番〇号」の様に、分かりやすく住所を表示することにより、郵便配達や訪問者が迷わず目的地を探せるようになるほか、火事や急

病などの緊急時におけるスムーズな緊急車両の到着など、より安全で安心なまちづくりを進めるとともに、住みやすいまちづくりを進めることを目的として住居表示を実施しております。

続きまして、資料1「住居表示のしおり」12ページをお開きください。

また、合わせて資料2「住居表示実施状況図」もご覧ください。

まず、住居表示を行うためには、対象となる地域を「市街地の区域」に編入する必要があります。市街地の区域とは、住居表示を実施すべき区域であり、市議会の議決を得て、定めることになっております。

本市におきましては、昭和38年に市街地の区域を市の中心部約14.269㎓と定め、以来、市勢の発展に伴い、平成23年まで23回にわたりまして区域の拡大を行ってまいりました。

今回、諮問されました区域の住居表示を実施するに当たり、板戸町、刈沼町、満美穴町、野高谷町及び道場宿町の各一部の区域約1.772㎓について平成23年3月市議会定例会において、市街地の区域に編入することが3月24日に議決され、現在の市街地の区域の累計面積は、約44.573㎓となっております。

次に、住居表示の実施地区についてですが、13ページの「住居表示の実施状況」をご覧ください。

住居表示地区は昭和39年に約1.760㎓を実施して以来、これまでに32回に渡りまして実施いたしまして、累計面積は平成22年10月2日現在、約37.407㎓となっております。

これは、「市街地の区域」の面積の約84%を住居表示実施してきたこととなります。

続きまして、お手元にございます、資料2「宇都宮市住居表示実施状況図」をご覧ください。

こちらは、住居表示を実施した地区を年度ごとに色分けしたものでございます。先ほどご説明いたしました「市街地の区域」につきましては、赤の実線で表示しております。

また、地図の中央にございます赤い点は「住居表示基準点」であり、位置は「旧市役所跡地」でございます。

また、今回の諮問区域につきましては、地図右側の赤の斜線で示している区域でございます。

それでは、今回の諮問区域であります「テクノポリスセンター土地区画整理事業区域」についてご説明いたします。

お手元の資料3「調書」をご覧ください。

諮問区域の面積と人口は、「調書」に記載のとおり、面積は5町合計約1,771,830㎡、人口は平成23年6月21日現在、2,017人でございます。

続きまして、お手元の資料4独立行政法人 都市再生機構が作成いたしました「宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業」のパンフレット右下の「位置図」をご覧ください。

「テクノポリスセンター土地区画整理事業区域」は、宇都宮市中心部か

ら東へ約9kmの距離に位置し、当区域の南側には、清原工業団地が立地し、東側には、芳賀工業団地が隣接する地域でございます。

続きまして、ただいまご説明いたしました「位置図」の左側「地区の概要」をご覧ください。

当該区域は平成9年から独立行政法人都市再生機構が区画整理事業を行っている区域でございます。

当区域の土地利用につきましては、道路、公園などの公共用地が約44.2ヘクタール、宅地利用が約133ヘクタールでございます。

このように、当該区域は、都市計画道路や公園の整備など総合的な公共施設の整備を図った結果、安全で良好な住環境を持つ地区となってきております。

また、JR宇都宮駅や北関東自動車道「宇都宮上三川インターチェンジ」にも近く、宇都宮市東部の中心としてこれからも更なる発展が、期待されているところでございます。

このように、町の境界になり得る公共的施設が整備され、町並みが整ってきましたことや、地元自治会の皆様からも住居表示実施に対する要望がございましたため、区画整理の換地処分を期に、住居表示を実施することにより、今まで以上に住みやすい町が形成されると思われま

す。最後になりましたが、現在当該区域を所管する事務所は、清原地区市民センターとなっております。

以上が、諮問区域の概要でございます。

議長、よろしくお願ひします。

議長

住居表示の現状と諮問区域についての説明は終わりました。

ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、特にご質問がないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、今回の諮問区域につきましては、地元自治会から住居表示を実施して欲しいとご要望がございましたので、事務局から要望書の内容について説明願ひします。

事務局

それでは、要望書の内容につきましてご説明いたします。

資料5「要望書の写し」をご覧ください。

平成22年12月9日付け、当該区域の関係自治会である清原地区自治会連合会会長、野高谷町自治会会長、刈沼町自治会会長、テクノニュータウン自治会会長の4名の方の連名により、要望書の提出をいただきました。

要望書の内容につきましては、中段の文章をそのまま読ませていただきます。「平成9年から施行してまいりました宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業が、平成23年度に事業完了予定となりました。これに伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、同区域内の住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

なお、町名につきましては、新町名でお願いいたします。との内容でございます。

続きまして、添付書類の「対象区域のわかるもの」といたしまして、後ろに添付してございます「新町割図」をご覧ください。

要望書には、こちらの町の区域（案）が添付されており、町の区域を恒久的な施設である道路で1～9丁目の9つの町に区切った案でございます。

また、町の名称（案）につきましては、新町名を希望しており、右上に記載されております「ゆいの杜」をご希望しております。

また、補足といたしまして、添付書類に、3つの関係自治会の自治会名簿が添付されており、こちらの要望書の内容につきまして、自治会加入者全332名の方からの同意を得ております。

以上で、要望書の内容についての説明を終わります。

議長、よろしく願いいたします。

議長

地元からの要望書の内容についての説明は終わりました。

地元から要望書が提出されたとのことですが、臨時委員の方から何かご意見ございますか。

委員

よろしいでしょうか。

今、ご説明いただきました町の区域（案）や町の名称（案）は、地区内3自治会の間で、長期間に渡る話し合いを重ね、ようやく合意に至った案でございますことを一言付け加えさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

町の区域（案）、町の名称（案）については、第2回審議会において、皆様には具体的に審議していただきたいと考えております。

続きまして、その他として、審議会の今後のスケジュールについて説明願います。

事務局

それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。

お配りしました資料6「住居表示実施の流れ」をご覧ください。

この資料は、本市の基本となります住居表示の実施に向け、新しい町名になるまでを1番から9番の実施までの主な項目と順番を示しているものです。

この中で住居表示等審議会の役割は、2番の市長からの諮問から5番の市長への答申について担任していただくこととなりますので、その内容についてご説明いたします。

それでは、2番からご説明いたします。

第1回目の住居表示等審議会では、市の諮問機関である住居表示等審議会が、町の区域・町の名称の変更について市長から諮問を受けます。

こちらは、本日の審議会におきまして、市長から審議会へ諮問がありました。

次に3番でございますが、次回の第2回目の住居表示等審議会において現地調査を行った後、町の区域・町の名称について、今回ご覧になっていたいただいた要望書でご希望されております案につきましてご審議いただいたうえで、審議会の案を決定していただきたいと考えております。

続きまして、3番で決定していただきました審議会案を基に4番で、審議会として区域内住民の意見を調査するため、①アンケート調査の実施や、②区域内説明会の開催を意見集約の方法として予定しております。

意見収集の方法につきましては、次回の審議会において、審議会の案が決定された後、審議会委員の皆様には区域内住民の意見収集の方法についてご審議いただき、意見の収集方法を正式に決定してまいりたいと考えております。

続きまして5番では、4番で区域内住民の意見収集を行った後の住居表示等審議会において、区域内から収集した意見をご報告させていただきますので、その後、区域内住民の方々からの意見も踏まえた上で、再度ご審議いただき、町の区域・町の名称について審議結果を市長へ答申していただきたいと考えております。

また、補足説明になりますが、次回の第2回審議会開催予定ですが、3番にあります、現地調査をした後、審議案の作成を平成23年10月3日に予定しております。時間等につきましては、調整の上、開催通知などでお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、審議会の今後のスケジュールについての説明を終わります。

議長、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、スケジュールについて説明がありましたが、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

特にないようですので、以上をもちまして、議長役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

副会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

議事録署名人

石塚 義夫

議事録署名人

和田 将人